平成２５年（ヘ）第２４号
東京都中央区日本橋小網町７番２号
申立人　株式会社丸運
代表者代表取締役　市原　　豊
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月22日
平成25年７月23日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ258781
金額　858,000円
支払期日　平成25年５月11日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行堂島支店
振出日　平成25年１月31日
振出地　大阪市
振出人　朝日エティック株式会社　代表取締役　樋口　知以
受取人　株式会社エティックテクノ東京
裏書人　株式会社エティックテクノ東京　代表取締役　樋口　知以
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２５年（ヘ）第１号
大阪市平野区瓜破７丁目２番32号
申立人　大阪特装自工株式会社
代表者代表取締役　小澤　昌代
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月12日
平成25年７月18日　　岸和田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＵ042376
金額　790,617円
支払期日　平成25年７月15日
支払地　大阪府岸和田市
支払場所　近畿産業信用組合泉州支店
振出日　平成25年２月25日
振出地　大阪府堺市
振出人　有限会社インパクト　代表取締役　上中別府俊一
受取人兼第一裏書人　株式会社佐藤商店　代表取締役　上坂　明子
第一被裏書人　白地
第二裏書人　有限会社佐藤商店　代表取締役　佐藤　克俊
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２３０号
神奈川県座間市立野台２丁目22番６号
債務者　株式会社山八工務店
代表者代表取締役　山口　文男
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳久　京子
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５８号
徳島県徳島市上助任町蛭子87番地の15、商業登記簿上の本店所在地徳島県板野郡北島町鯛浜字大西128番地７
債務者　ニッケン工鈑株式会社（商業登記簿上の商号ニツケン工鈑株式会社）
代表者代表取締役　矢田　和美
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　敬次
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前10時30分
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４０号
横浜市港北区高田東３丁目29番11号Ｃ棟101
債務者　有限会社藤和設備
代表者取締役　藤井ケサ子
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植田　　薫
４　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
神奈川県厚木市下津古久774番地
債務者　株式会社勝山建設
代表者代表取締役　葉山　美佐
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３４号
三重県桑名市大字下深谷部345番地の６
債務者　日幸設備工業有限会社
代表者代表取締役　飯田　幸造
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村林　敏也
４　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後２時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６５９号
神戸市灘区船寺通４丁目１番11号
債務者　有限会社髙石設備
代表者代表取締役　髙石　勝史
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江頭　節子
４　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
愛媛県新居浜市船木字元船木甲4119番地１
債務者　愛媛車体株式会社
代表取締役　本田百合子
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
４　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時10分
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３２２５号
大阪市中央区博労町１丁目９番８号
債務者　株式会社サンローズ
代表者代表取締役　長谷川勝彦
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　良太
４　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６４号
大阪府八尾市北木の本３丁目10番４
債務者　エーステック株式会社
代表者代表取締役　入山登志夫
１　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　七重
４　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２号
宮崎県都城市太郎坊町1978番地２
債務者　株式会社亀元建設
代表者代表取締役　亀元　雅樹
１　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
４　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部